

議事日程 令和6年3月8日 午前9時開会

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 付託議案の審査について

議案第 2号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第7号）について（所管部分）

議案第 6号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第 7号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第 8号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第 9号 木曾岬町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 木曾岬町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 木曾岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第20号 木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算について（所管部分）

議案第26号 令和6年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算について

議案第27号 令和6年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計予算について

議案第28号 令和6年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算について

議案第29号 木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンターの脱水機改築工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について

議案第30号 三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席委員（6名）

委員長	鎌田 鷹介	副委員長	伊藤 守
	後藤 紀子		古村 護
	服部 英二夫		三輪 一雅

欠席委員（0名）

委員外出席議員（1名）

副議長 伊藤 好博

議場出席説明者

町 長	加藤 隆	副町長	森 清秀
会計管理者	松本 大	総務政策課長	小島 裕紹
住民課長	伊藤 正典	建設課長	伊藤 雅人
産業課長	多賀 達人	税務課長	中山 重徳
危機管理課長	坂倉 丈夫	総務政策課長補佐	中里 満博
産業課長補佐	村上 強	総務政策課長補佐	武田 みゆき
建設課長補佐	伊藤 規生	危機管理課長補佐	服部 寿之
福祉健康課長	黒田 和弘		

事務局出席職員

書記 事務局長 藤井 光利 議会事務局 鈴木 琴音

=====

午前 9時 0分開会

○委員長（鎌田鷹介議員） おはようございます。

本日は、総務建設常任委員会を招集させていただきましたところ、副議長並びに委員の皆様には、何かと御多用の中、御出席を賜りありがとうございます。また、加藤町長をはじめ執行部の皆様にも御出席いただき誠にありがとうございます。

本日の総務建設常任委員会は、令和6年第1回定例会で付託されました16議案を審査する重要な委員会でございます。議案審査には慎重審査いただきますとともに、委員会運営に当たりまして、皆様の御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日の委員会の出席委員数は6名です。よって、委員会条例第14条の規定により、定足数に達しておりますので、総務建設常任委員会を開会いたします。

次に、本日の書記の指名を行います。

委員会条例第27条の規定により書記には藤井議会事務局長を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 異議なしと認めます。よって、書記には藤井議会事務局長を指名します。

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は既にお手元に配付させていただきましたとおりでございます。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○委員長（鎌田鷹介議員） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、服部英二夫委員、三輪一雅委員の御兩名を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 異議なしと認めます。よって、服部英二夫委員、三輪一雅委員の御兩名、よろしく願いいたします。

本日の議案審査に入ります。

初めに、加藤町長より議事日程の説明を求めます。

○町長（加藤 隆町長） 改めて、皆さん、おはようございます。

今朝ほど、東京のほうは雪だそうでございますが、おかげさんと私どものほうは、昨日、今日とようやく柔らかい日差しに包まれてきたなど、そんなふうに感じております。そうした中、本日、木曾岬町議会総務建設常任委員会を開催いただきましたところ、全委員さん、そしてまた、副議長さんにも御出席をいただいております。誠にありがとうございます。

今期定例会、令和6年の第1回の木曾岬町議会定例会、去る2月29日に招集、そして開会をいただきまして、開会日には執行部から、今回、議案29件と同意案件2件、合わせて31件を提出させていただきました。開会日初日には、同意案件、人事案件をいずれも御承認、同意をいただきました。誠にありがとうございました。他の全議案29議案につきましても、それぞれ両常任委員会に付託をいただきまして、本日の総務建設常任委員会には、お手元の次第にございますように、議案第2号につきましても、令和5年度の町一般会計補正予算の所管部分から、第6号につきましても、同じく農業集落排水事業特別会計、第7号につきましても、公共下水道事業特別会計、第8号につきましても、同じく水道事業会計のそれぞれ令和5年度の補正予算案件4議案でございます。

続いて、議案第9号につきましても、課の設置条例の一部を改正する条例、それから、第10号につきましても、町の附属機関設置条例の一部改正、第11号につきましても、町職員の育児休業等に関する条例の一部改正、第19号につきましても、生活衛生等関係条例の機能強化の関係条例の整備に関する条例の制定について、それから、第20号につきましても、町の消防団員等公務災害補償条例の一部改正、それから、第21号につきましても、行政手続における特定の個人を識別するための個人番号の利用に関する条例の制定についての条例改正並びに条例の制定、合わせて6議案でございます。

続いて、議案第22号につきましては、令和6年度の町一般会計の予算の所管部分についてから、第26号につきましては、同じく土地取得特別会計、第27号につきましては、同じく下水道事業会計、それから、第28号につきましては、同じく町の水道事業会計のそれぞれの令和6年度の当初予算案件が4議案でございます。

それから、続いて、第29号につきましては、公共下水道の東部地区クリーンセンターの脱水機の工事改築委託に関する協定の締結について、それから、議案第30号につきましては、三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議についてということで、合わせて2議案、当常任委員会には合わせて16議案を本日審議いただくところでございます。いずれの議案につきましても、後ほどそれぞれ担当のほうから詳細に説明をさせていただきますので、十分に審議を尽くしていただきますようお願い申し上げ、議事日程の説明と御挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（鎌田鷹介議員） ありがとうございます。

加藤町長の議事日程の説明が終わりました。

それでは、お手元の日程に従い会議を進めさせていただきます。

日程第2 付託議案の審査について

○委員長（鎌田鷹介議員） 日程第2、付託議案の審査についてを議題とします。

本委員会に付託されました議案は、議案第2号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第7号）についての（所管部分）、議案第6号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第7号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第8号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第9号、木曾岬町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、木曾岬町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、木曾岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第20号、木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算について（所管部分）、議案第26号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算について、議案第27号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計予算について、議案第28号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算について、議案第29号、木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンターの脱水機改修工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について、議案第30号、三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議についての16議案であります。

ここでお諮りいたします。

付託議案の審査方法につきましては、先に1件ごとに全議案を審査することとし、その後、討論、採決についても1件ごとに行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 異議なしと認めます。そのように進めさせていただきます。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第2号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第7号）についての（所管部分）を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹課長） それでは、議案第2号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第7号）について説明を申し上げます。

令和5年度三重県桑名郡木曾岬町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによるというものでございます。

第1条第1項では、既決予算額から歳入歳出それぞれ9,000万円を減額いたしまして、予算の総額を34億円とし、第2項では、補正の款項の区分並びに補正後の歳入歳出の予算の金額を第1表、歳入歳出予算補正に定めることを規定しているものでございます。

なお、繰越明許費につきましては、第2表、繰越明許費補正で11の事業について金額をお示しし、債務負担行為につきましては、第3表、債務負担行為補正で2つの事項について、それぞれの期間及び限度額をお示ししております。

また、地方債につきましては、第4表、地方債補正で4つの起債の目的について、それぞれの補正後の限度額をお示ししておりますので、御確認のほうをお願いいたします。

それでは、次に、3月補正予算の予算事業概要書にて説明をさせていただきます。

資料を切り替えます。しばらくお待ちください。

今回補正をお願いしようとする会計は、一般会計と国民健康保険特別会計をはじめとする5つの特別会計及び水道事業会計の計7会計で、その補正額は、一般会計で9,000万円を減額、また、5つの特別会計で7,500万4,000円、水道事業会計で289万8,000円を減額し、全体での補正後の予算額を55億9,574万円とするものでございます。本資料では、一般会計と5つの特別会計及び水道事業会計の補正予算の内容についてそれぞれの要点を記載させていただいております。

初めに、一般会計の歳入の要点についてでございます。このたびの補正では、13の款において、それぞれ所要の補正を行っております。

初めに、町税では、収入見込みによりまして、市町村たばこ税を増額、法人税割で減額を行いました。

地方譲与税では、決算見込みにより、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税の2つの税

目で減額を行い、株式等譲渡所得割交付金と法人事業税交付金では、決算見込みによりそれぞれ減額を行っております。

続く、地方交付税では、交付決定に伴いまして特別交付税を増額とし、分担金及び負担金では決算見込みによりまして、保育料やこども園の給食費負担金などで減額を行っております。

使用料及び手数料では、決算見込みによりまして、自主運行バス使用料などで増額をし、国庫支出金及び県支出金では、それぞれの対象事業に対する交付額の決定がなされたことからそれぞれの科目で減額を行っております。

続く、財産収入では、決算見込みによりまして増額を行い、繰入金では、財源調整といたしまして、財政調整基金からの繰入金で減額を行っております。

諸収入では、三重県職員互助会公益事業助成金及び三重県振興協会市町村交付金などで増額を行い、また、町債では、対象事業の事業費精査によりまして減額を行っております。

以上が歳入の主な内容となります。

次に、歳出の要点でございます。

このたびの補正予算では、科目全体にわたりまして、人件費及び各種事業の精査を行っているほか、10の款におきまして、それぞれ所要の補正を行っており、この資料では、それらの概要について記載をさせていただいております。

この後、人件費以外の科目につきまして、その詳細につきまして、担当課ごと、事業ごとに説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、本資料では特別会計及び企業会計の補正予算の内容についても記載をさせていただいておりますので、御確認をお願いいたします。

それでは、続きまして、一般会計の補正予算につきまして、歳出予算の事業説明を用いて、総務政策課より順に説明をさせていただきます。

事業名は、一般管理経費、補正予算額は26万4,000円の減額でございます。インボイス対応及び決算事業説明書の作成に係る両システムの改修業務が完了したことから、減額を行うものでございます。

続きまして、事業名、ふるさと木曾岬応援事業費、補正予算額は300万円でございます。寄附金額の決算見込みによりまして、ポータルサイトに係る業務委託料で減額、基金の積立金で増額を行っているものでございます。

続きまして、事業名は、庁舎等施設維持管理経費でございます。補正予算額は432万5,000円の減額でございます。庁舎等の冷暖房の燃料代及び電気代におきまして、使用実績に基づき減額を行っております。また、精算によりまして、日常管理業務委託料及び修繕工事費の減額を行っているものでございます。

続きまして、事業名は、基金積立金でございます。補正予算額は8,000万円の増額でございます。決算見込みによりまして、町債の償還に必要な財源を確保するため、減債

基金への積立てを行おうとするものでございます。

続きまして、事業名は、地域まちづくり推進事業費、補正予算額は150万円の減額でございます。各地区の活動実績に伴いまして減額を行うものでございます。令和5年度におきましては、3月1日現在で36自治会のうち32の自治会から交付申請を受けているような状況でございます。

続きまして、事業名は、まち・ひと・しごと創生事業費、補正予算額は64万9,000円の減額でございます。わいわい市場開催に要します事業費の精算に伴いまして、減額を行うものでございます。なお、財源におきましては、シティープロモーション及びスタートアップ、それぞれの事業で申請していた交付金が不採択となったことに伴いまして、一般財源への振替を行っているものでございます。

続きまして、事業名は、木曾岬干拓事業推進費、補正予算額は312万8,000円の増額でございます。干拓地企業立地奨励金の額の確定に伴いまして、増額を行うものでございます。

続きまして、事業名は、区長会関係経費、補正予算額は36万7,000円の増額でございます。行政調査員報酬費の精算及び区長会研修の未実施に伴いまして、これらの関係経費を減額しておりますが、2つの地区から集会所の修繕補助金の交付申請があったことに伴いまして、増額を行っているものでございます。

以上が総務政策課所管部分の説明でございます。

○税務課長（中山重徳課長） 続いて、2目賦課徴収費、事業名、賦課徴収経費でございます。固定資産評価に対する審査申出件数の確定並びに各種電算委託業務の事業費精査に伴い242万4,000円を減額補正するものでございます。

以上です。

○住民課長（伊藤正典課長） 続きまして、住民課所管部分でございます。

事業名、戸籍住民台帳費、補正予算額225万7,000円の増額でございます。法改正によるシステム改修事業による補正で、戸籍の附票システムにおきましては、改修業務の内容追加により103万4,000円の増額、旧氏及び振り仮名の記載に係る改修業務の追加により162万8,000円の増額、振り仮名対応の作業は金額精査により27万5,000円を減額するものでございます。

住民課の所管分は以上でございます。

○産業課長（多賀達人課長） 産業課所管部分について説明させていただきます。

事業名、農業委員会費、補正予算額は56万9,000円の減額でございます。農地利用最適化推進委員の委員報酬の精査を行い減額し、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、農業委員会で作成が必要な地域計画の目標地図の素案作成業務等に係る委託料を精査し、減額補正するものでございます。また、北勢農業委員会協議会の研修会が中止とされたことから、この研修会の負担金を減額補正するものでございます。

次に、事業名、需給調整推進対策事業費、補正予算額は50万円の減額でございます。小麦や加工米、水稻共同防除等の需給調整に対する需給調整推進対策補助金を精査し減額補正するものでございます。

次に、事業名、地籍調査事業費、補正予算額は1,825万7,000円の減額でございます。地籍調査事業に係る補助金である地籍調査費負担金が国費ベースで減額となったことに伴い、国の三重県への割当ても大幅に減額となったことから、この事業に対する予算を歳入、歳出共に減額補正するものでございます。

次に、事業名、湛水防除費、補正予算額は927万円の増額でございます。県営湛水防除事業の事業費が1月に追加配分がございましたので、その事業費に対する負担金を増額するものでございます。

次に、事業名、観光費、補正予算額は53万円の減額でございます。木祖村との交流事業であります木曾川源流夏祭りに係る車借上料などの精査により減額し、県観光PR事業で県内全市町に寄贈されたポケふた、マンホール蓋の設置に係る工事費を精査により減額するものでございます。

産業課所管部分の説明は以上でございます。

○建設課長（伊藤雅人課長） 続きまして、建設課所管部分について説明させていただきます。

事業名、農業集落排水事業費1,100万円を減額するものでございます。農業集落排水事業特別会計の補填財源でございまして、事業費の精査により減額するものでございます。

事業名、土木総務費、県支出金の減額に伴う財源振替でございます。

事業名、道路橋梁維持費186万7,000円を減額するものでございます。各種事業の精査を行ったものでございまして、国の補正予算の内示に伴う橋梁設計委託料の増額、また、橋梁修繕工事の精算に伴い減額をそれぞれ行うものでございます。

事業名、道路新設改良費、地方債借入れ予定額の減額に伴う財源振替でございます。

事業名、河川総務費39万円を減額するものでございます。旅費については、同盟会等要望活動の精算により減額するもので、また、国からの受託事業であります木曾川堤防除草業務委託料についても事業完了に伴い減額を行うものでございます。

事業名、公共下水道費2,450万円を減額するものでございます。公共下水道事業特別会計の補填財源でございまして、事業費の精査により減額するものでございます。

事業名、公園費78万1,000円を減額するものでございます。各事業の精査を行ったものでございまして、グルービーパークの管理委託業務であります都市公園管理業務委託料、また、児童公園樹木剪定等委託料につきまして、完了見込みにより減額を行うものでございます。

事業名、住宅管理費373万5,000円を減額するものでございます。木造住宅耐震

補強関係事業及び空き家対策総合支援事業の実績により補正を行うものでございます。木造住宅関連の補助金でございますが、今年は耐震診断2件、除却1件の申請であったことから、木造住宅耐震補強関係事業、また、空き家対策総合支援事業、それぞれの補助金におきまして実績により減額するものでございます。

建設課所管分については以上でございます。

○会計管理者（松本 大会計管理者） 会計課所管部分について説明させていただきます。

事業名、会計管理費については、補正予算額368万4,000円を減額するものでございます。口座データ伝送手数料において、金融機関ごとにLGWAN回線、またはインターネット回線を利用して伝送する方法に変更しましたので、減額補正するものでございます。

会計課所管部分の説明は以上でございます。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 危機管理課所管分について御説明させていただきます。

事業名、自主運行バス運行事業費、補正予算額8万2,000円の減額でございます。バス停整備工事完了等による工事請負費の減額などを行うものでございます。また、バス運賃収入の決算見込みの増額に伴い、歳入の自主運行バス使用料の増額を行うものでございます。

事業名、防犯事業経費、補正予算額82万7,000円の減額でございます。防犯委員会委員報酬及び消防団年末夜警出動報酬の精査による報酬の減額、防犯灯などの電気代の決算見込みによる光熱水費の減額、防犯カメラ保守委託料の決算見込みによる委託料の減額などを行うものでございます。

事業名、消防団活動費、補正予算額129万6,000円の減額でございます。消防団員の活動報酬と年額報酬の決算見込みによる報酬の減額、消防団員退職報償金の確定見込みによる報償費の増額、消防学校における研修参加の実績に伴う旅費及び負担金の減額を行うものでございます。また、退職報償金の6,000円の増額に伴い、歳入の退職報償金につきましても同額の6,000円の増額を行うものでございます。

事業名、消防施設経費、補正予算額11万1,000円の減額でございます。消防団詰所の電気代の決算見込みによる光熱水費の減額、機械器具点検委託料の確定見込みによる委託料の減額、源緑輪中地内の地下式消火栓設置工事負担金の確定による負担金の減額を行うものでございます。また、ポンプ車の購入額の確定に伴い、歳入の地方債を減額するものでございます。

事業名、災害対策経費、補正予算額636万4,000円の減額でございます。防災ステーション除草作業等の事業費精査による委託料の減額、防災行政無線機器部分更新工事等の事業費精査による工事請負費の減額、負担金及び補助金の確定による減として、防災行政無線運営協議会負担金と防災対策事業補助金の減額などを行うものでございます。また、歳入の津波対策促進事業補助金につきましては、財源充当先の振替による減額を、地

方債につきましては、防災行政無線機器部分更新工事の確定による減額を行うものでございます。

危機管理課所管分の説明につきましては以上でございます。

○議会事務局長（藤井光利事務局長） 最後に、議会事務局所管部分の説明をさせていただきます。

議会運営費で96万円を減額するものでございます。年度末を迎え、各種事業の精査を行ったものでありまして、議員研修旅費、政務活動費に係る予算を実績額に基づき減額補正をしております。

以上でございます。

以上、議案第2号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第7号）について説明を終わらせていただきます。

○委員長（鎌田鷹介議員） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

なお、進行上、御発言される方は手を挙げられ、委員長の許可に基づき発言されますようよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

○委員（古村 護議員） 1つだけお願いします。

農地費の地籍調査事業費の関係なんですけれども、今回、国の国費ベースで減額になって、それに伴って県支出金が大幅な減額になったということですので、減額は分かるんですけれども、今後の事業進捗に係るところのスケジュール面での影響、これは源緑輪中地区かと思うんですけれども、その他スケジュール面の変更、遅延というか、そういったところを少し教えていただけますでしょうか。

○産業課長（多賀達人課長） 地籍調査事業費につきましては、これまで地籍調査事業補助金のうち地籍調査費負担金を活用して実施のほうをさせていただいておりました。令和5年度の国の予算は対前年度比17%減に対しまして、国から三重県への割当額は対前年度比48%減となりました。県内要望市町に対しましては前年度並み、令和4年度並みの配分とされまして、このため、県から町に対する割当額は、対前年度比、4年度比では100%となりましたけど、要望額に対しての割合では66%減となったものです。このときの要望額につきましては、令和6年度分を前倒して実施したいということで、令和5年度計画のところと令和6年度のところを併せて要望しておりますので、令和5年度分についてはおおむね実施できたことになっておりますので、遅延はございません。このため、令和6年度からにつきましては、国費が減額となりました防災対策等を目的とした地籍調査費負担金を国費が増額となりました社会資本整備を実施するための基幹事業の先行実施を目的とした社会資本整備円滑化地籍調査費事業費のほうへの活用へ変更して、令和6年度から実施していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（鎌田鷹介議員） よろしいでしょうか。

○委員（古村 護議員） 結構です。

○委員長（鎌田鷹介議員） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（三輪一雅議員） 総務管理費の、公会計財務書類作成支援業務決算見込みで、今回、半減されているわけですがけれども、半減された要因を教えてくださいということ、それから、地域まちづくり推進事業で交付金を出しているわけですがけれども、いろいろお話を伺っていると、各自治体さん、区長さんなりが窓口へ来られて、そこで作成業務を支援しながら提出してもらっているという話を聞くのですが、基本的には各地区さんに交付していこう、積極的にやろうという町の意気込みは分かるんですがけれども、やっぱり難しいので、なかなか地区さんからすると手間だなと感じてみえると思うんですね。でも、この事業は今後積極的にやっていこうという町の姿勢だと思うので、もう少しこれを今後簡単にやっていって、もっと全地域が活用していただけるようにしていくべきではないのかなと思うんですがけれども、その辺の考え方、予算とは直接違いますけれども、一遍伺いたいと思います。できればスマホとかパソコンで、アプリなりで簡単に申請ができるようにしてあげたらもっと活用していけるんじゃないかなというところで、一度考え方をお聞きしたいというふうに思います。

それから、木曾岬干拓の事業推進費で、企業立地奨励金についてももう一度、説明をお願いいたします。

公債費のところ、県補助金受入予定による財源振替で、この財源を見ていくと、地震対策緊急促進事業補助金、津波対策促進事業補助金という項目で、県支出金で284万7,000円が上げられているんですがけれども、これが103ページの部分、話が前後して申し訳ないですが、こちらの災害対策経費にも同じような予算が歳入に上げられていて、こっちは減額ということで、この予算自体がこういうふうに入替えされているような関係性を見受けられるんですが、これがどういう意味をなしているのかというのを教えてください。

それから、会計管理費で、これもかなり補正が半額ぐらい金額が減少しています。説明としては、インターネット等を使って仕組みが変わったということで、LGWANも活用しながらということは伺ったのですが、これがどうしてこんなに安くできたのかなというところがありまして、そういうふうに入れ替わったことによって、どういうところの経費が削減できたので、こういうふうな金額にできたのかというところを教えてください。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹課長） まず、1つ目の公会計の減額理由ですがけれども、単純に仕様内容は変わっておりませんが、請負業者さんのほうで安価で請け負う業者さんが出てきたということでの減額ということになります。

2つ目が地域まちづくり推進事業費の関係ですがけれども、委員おっしゃっていただいた

ように、我々のほうは、極力、資料だけ持ってきていただければこちらのほうで作成するというようなこともさせていただいておりますし、簡単にという部分がどこまでのことかという部分にもなつてこようかと思っておりますけれども、毎年毎年、手を替え品を替え何とか皆さんに支援していただけるように頑張っているところではございますので、スマホでのアプリでのというような御意見をいただきましたが、それに反発する方も中にはみえるので、どこら辺が折り合いがつくのかという部分を模索しながら進めていきたいなというふうに思っています。ただ、令和5年度から単価も上げさせていただきましたし、町長のほうも交付に関しては前向きにということもおっしゃっていただいておりますので、何とか全地区の方にお使いいただけるように今後も改良はしていきたいなというふうに考えているところでございます。

干拓の推進事業費のことですけれども、制度という部分におきましては、ある一定の投資額とある一定の建設をされた企業さんに対して、納めていただいた固定資産税の3分の2に相当する額を上限3億円、期間でいくと5年間ということでお支払いをするというものでございます。現在、補正予算で上げさせていただいているのは1社の企業に対する固定資産税の額が確定したことに伴いまして、奨励金の額を確定させたというところでございます。

続きまして、公債費の関係ですけれども、今回、補正をさせていただきましたのは、津波対策事業といたしまして、過去に避難タワーを造ったときに避難タワーの建設費の6分の1に関しては、もともと県のほうで補助金が頂けるという制度がございました。しかしながら、県のほうの財政の問題もございまして、その補助金を起債に変えて、その起債の償還に充てるために20年分割で補助金として単年で出すのではなくて、起債を借りていただいた償還金を毎年毎年返すというようなことになりましたので、今年度、この補正におきましては、今年度分の額の確定ができたので、県のほうから起債で借りる部分を頂いたということでの財源振替ということでさせていただいているのが公債費の部分の補正でございます。

ですから、この財源振替によって、危機管理のほうへの反映がされているということです。

○委員（三輪一雅議員） 意味は分かりました。大丈夫です。

○会計管理者（松本 大会計管理者） 先ほども会計管理費の補正の減額の理由なんですけれども、今、木曾岬町としましては、指定の金融機関がJAさんです。収納代理が10の金融機関がありまして、全部で11の金融機関と今、収納のほうをお願いしている状況です。当初の予算のときには、先ほど説明したように、LGWAN回線で全て、11の金融機関、契約するというような方向で進めておりました。ただ、今まで電話回線のISDNというところが廃止になったことによって、政府と市町の専用回線でLGWAN回線を予定していたんですが、インターネット回線も安全性の面で十分確保できているというこ

とで、NTTさんとその辺りの協議も進めた中で、各金融機関にインターネット回線を利用できる金融機関については、LGWAN回線からそちらへ切り替えるという方向で金融機関ごとに協議を進めた結果、4つの金融機関はLGWANのままの契約という形になったんですが、残りの7つの金融機関については、インターネット回線での契約が可能ということでしたので、そちらに切り替えたことによって、インターネット回線ですと、LGWAN回線と比べて月ごとの単価が2,000円から3,000円程度、LGWAN回線になりますと、2万円とか、単価がまず違うというのと、あと、初期の登録の設定費用というのが、インターネット回線ですと、ほとんどが費用がないところが多かったんですけども、LGWAN回線ですと5万5,000円とか、11万円とか、金融機関によって初期の設定費用も違ったんですが、そういうところも費用が今回削減できたというところで、このような形で今回、360万円ほどの減額になったというのが理由でございます。

以上です。

○委員長（鎌田鷹介議員） よろしいでしょうか。

○委員（三輪一雅議員） 今回の会計の関係で、せっかくそこまで減額できてくるのであれば、ほかの金融機関さんにもお願いしていききたいところだと思うんですけど、そこは金融機関自体がそれをしたくないとか、できないという、そういう認識ということですか。

○会計管理者（松本 大会計管理者） 先ほど言ったLGWANの4つのところに関しましては、インターネット回線での振込の手続は、木曾岬町に限らず、どこの市町も取扱いをしていないということで、近隣の市町にも確認させていただいたところ同様な契約の仕方をされていまして、こちらとしても4つの金融機関だけはLGWAN回線での契約という形をしていくという方向で進めさせていただいています。

以上です。

○委員長（鎌田鷹介議員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第6号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長補佐（伊藤規生課長補佐） それでは、議案第6号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

令和5年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条では、歳入歳出予算補正として、予算の総額から歳入歳出それぞれ1,120万円を減額し、予算の総額を8,520万円とするもの、第2項では、補正の区分及び金額を第1表、歳入歳出予算補正に定めることを規定するものでございます。

第2条では、地方債の変更について記載しております。

次に、第1表、歳入歳出補正予算でございますが、歳入では4つの款と、それに付随する4つの項から、歳出では、2つの款とそれに付随する2つの項から、それぞれ1, 120万円を減額し、予算の総額を8, 520万円とするものでございます。

第2表、地方債補正では、農業集落排水事業債において20万円減額し、補正後限度額を1, 110万円とするものでございます。

詳細につきまして、歳出予算書にて御説明させていただきます。

事業名、一般管理費20万円を減額するものでございます。公営企業会計移行のための法適用支援業務委託において、精算に伴う減額を行うものでございます。

事業名、維持管理費985万円を減額するものでございます。各処理場の電気料金、管路清掃及び汚泥運搬業務や各種修繕工事において完了見込み精算、また汚泥処理負担金において、桑名広域連合への負担金確定による減額を行うものでございます。

予備費については省略をさせていただきます、農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の説明は以上でございます。

○委員長(鎌田鷹介議員) 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

○委員(三輪一雅議員) 維持管理費のところ、公共との関係を教えてほしいです。この後、公共のほうもまた説明があると思うのですが、電気料金の減額率というのは、これは両方とも下がってはきているのですが、むしろ農集のほうが減額の額が高くて、公共のほうは普通に考えると高いのかなというふうに思っていた。その辺の電気料金の差が、こういうふうに農集のほうに逆に減額率が高くなったという理由を教えてもらいたいなと思ひまして。

○建設課長(伊藤雅人課長) 令和5年度の当初予算を編成するときに、電気料金がかなり高騰しているという状況がございました。令和4年度の予算につきましても3月の補正で電気料金を増額補正させていただいたという経緯がありまして、農業集落排水事業及び公共下水道事業の特別会計、それぞれの電気料金についてもその辺を加味しながら令和5年度の当初で電気料金を算出したところではございますが、ただ、今回の下げが農集と公共で差があるというところで、あくまでもこれは実績に基づいて精算をするものでございまして、5年度当初予算での電気料金の見込みというところがなかなか正確なところの見込みができなかったというところはあるかと思ひます。ただ、実績に基づいて、今回、減額をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○委員長(鎌田鷹介議員) よろしいでしょうか。

○委員(三輪一雅議員) いいです。

○委員長（鎌田鷹介議員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第7号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長補佐（伊藤規生課長補佐） それでは、議案第7号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

令和5年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条では、歳入歳出補正予算として、予算の総額から歳入歳出それぞれ3,640万円を減額し、予算の総額を3億3,560万円とするもの、第2項では、補正の区分及び金額を第1表、歳入歳出予算補正に定めることを規定するものでございます。

第2条では、翌年度へ繰り越す経費を第2表、繰越明許費に、また第3条では、地方債の変更について記載しております。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、歳入では、5つの款とそれに付随する6つの項から、歳出では、3つの款と、それに付随する3つの項から、それぞれ3,640万円を減額し、予算の総額を3億3,560万円とするものでございます。

第2表、繰越明許費では、施設費において5,086万7,000円を繰り越すものでございます。

第3表、地方債補正では、公共下水道事業債において610万円を減額し、補正後限度額を5,580万円とするものでございます。

詳細につきまして、歳出予算書にて御説明させていただきます。

事業名、一般管理費28万8,000円を減額するものでございます。公営企業会計移行のための法適用支援業務委託において、精算に伴う減額を行うものでございます。

事業名、維持管理費1,486万9,000円を減額するものでございます。処理場の電気料金、汚泥処理委託料や各種修繕工事において完了見込み精算による減額を行うものでございます。

事業名、施設整備費1,917万円を減額するものでございます。東部地区クリーンセンターの脱水機工事及びストックマネジメント耐震事業の設計業務において完了見込み精算による減額を行うものでございます。

公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明は以上でございます。

○委員長（鎌田鷹介議員） 事務局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑よろしいでしょうか。

○委員（三輪一雅議員） 施設管理費のところの、脱水機の工事で1,500万円減ということで、後の契約変更の議案のほうでも出てくるわけですけど、かなり大きい減額になったのですが、この内容を教えてください。設置工事に関しての部分なのか、本体自体の製作、かなりお金がかかっていると思うのですが、その辺の機械的なもので安くできたのか、その要因というのを教えてください。

○建設課長（伊藤雅人課長） 東部地区クリーンセンターの2号機の脱水機の工事については、これも委員からあったように、日本下水道事業団に工事の委託をしているものでございます。下水道事業団からまた工事が発注されるところでございますけれども、その中で請負差金によるものの減額というところが大きなものでございます。請負差金ですので、何がどうというところがあるんですけども、入札を行った結果、当初1億5,000万円ぐらいで町と事業団が協定を行っておりましたが、今回、その中での工事の請負差金での減額というところになります。

以上でございます。

○委員（三輪一雅議員） そうすると、中身自体は詳細は分からないけど、完全に委託して、相手先の請け負ったところでその金額に収まったよという、そういう認識でいいですね。

○建設課長（伊藤雅人課長） はい。

○委員（三輪一雅議員） 分かりました。結構です。

○委員長（鎌田鷹介議員） ほかに御質疑よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第8号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長補佐（伊藤規生課長補佐） それでは、議案第8号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

第1条、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条では、収益的収入及び支出の補正予算をお示ししており、第3款水道事業費用では239万2,000円を減額し、2億1,946万8,000円とするものでございます。

第3条では、資本的収入及び支出の補正予算をお示ししており、第4款資本的支出では50万6,000円を減額し、1,891万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、歳出予算書にて御説明させていただきます。

事業名、原水及び浄水費60万円を減額するものでございます。水道施設の電気料金を

実績により減額を行うものでございます。

事業名、総係費97万9,000円を減額するものでございます。管路の耐震化更新計画策定業務の完了見込み精算により減額を行うものでございます。

事業名、固定資産購入費50万6,000円を減額するものでございます。公用車購入の完了により減額を行うものでございます。

続きまして、予定キャッシュフロー計算書でございますが、こちらは当該年度における現金の増減を業務活動、投資活動、財務活動に区分して表わした計算書でありまして、現金の獲得や支払い能力、資金に関する財務情報を表わしております。下から3行目では資金の増減額を記載しており、令和5年度末に資金が1,625万2,000円を減額し、最下段、資金期末残高が9億3,924万9,000円になることを示しております。

続きまして、予定損益計算書でございますが、令和5年度末時点における1年間の経営成績を見込むもので、令和5年度の予算が計画どおりの収入、支出となりますと、下から3行目、当年度純利益が2,682万2,000円の損失になることを示しております。また、その下、前年度からの繰越利益剰余金を含めると、当年度末処分利益剰余金は3,064万6,000円のマイナスとなります。この数字をお記憶にとどめていただきまして、予定貸借対照表でございますが、こちらの6番の剰余金の(2)利益剰余金のハでございまして、当年度末処分利益剰余金の額が、先ほどの損益計算書の当年度末処分利益剰余金のマイナス3,064万6,000円と一致していることを御確認いただければと思います。

水道事業会計補正予算(第2号)の説明は以上でございます。

○委員長(鎌田鷹介議員) 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(鎌田鷹介議員) 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第9号、木曾岬町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長(小島裕紹課長) それでは、議案第9号、木曾岬町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曾岬町課設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとするというものでございます。

下段、提案理由でございます。組織改編による子ども・健康課の創設に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。本条例の一部を改正するには、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由であるというものでございます。

このたびの改正は、子どもの育ちや子育て世帯への相談支援体制の強化並びに住民の健康増進を図るため、組織の改編を行おうとするものでございます。

新旧対照表の第1条、課の設置では、福祉健康課を廃止いたしまして、福祉課と子ども・健康課を創設することとし、第2条、事務分掌では、福祉課の事務分掌をこれまで福祉健康課の事務分掌としておりました社会福祉に関すること及び介護保険に関すること、この2項目とし、子ども・健康課の事務分掌を児童福祉に関すること、このほかに加えまして、これまで福祉健康課の事務分掌でありました保健衛生に関すること並びにこれまで住民課の事務分掌としておりました福祉医療に関すること、これを住民課の事務分掌から削除いたしまして、加えました合計3項目とするというものでございます。

ページ、条例本文に戻りまして、附則でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行するというものでございます。

以上、課設置条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。お願いいたします。

○委員長（鎌田鷹介議員） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

○委員（三輪一雅議員） 細かい話なのですが、今回、児童福祉に関することというのを子ども・健康課のほうでやるということなのですが、今までこの項目自体はなくて、これ自体は、今後どういうことをやっていくのか。なおかつ、これは、今までは多分どこかの中に入り込んでいるものをここに持ってきたのか、その辺りが見えにくくて、この意味合いを説明していただきたいと思います。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） お答えさせていただきます。

これまで児童福祉に関することに関しましては、現場でいうと、社会福祉に関すること、福祉課所管の1番のところに入れておりました。今回、課を分けさせていただくのですが、児童福祉に関することだけを別立てで上げさせていただいております。細かい業務の内容につきましては、事務分掌規則のほうで詳細に設定をさせていただきますので、条例としてはこのようなことで上げさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○委員長（鎌田鷹介議員） よろしいでしょうか。

○委員（三輪一雅議員） 大体分かったのですが、要は福祉の部分で、そこから抜き出したような形になるんだよということは分かるのですが、わざわざこれを1つここに分離させた。なくてもよかったんじゃないのという気もするのですが、何か意味合いはそこにあるんですか。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 今回の課の創設につきまして、先ほど総務政策課長のほうの説明にもございましたが、子ども・子育てのところの支援の体制を強化していくところで、条例のほうにも児童福祉というところを1つ、明記させていただいたとい

うところでございます。

以上でございます。

○委員長（鎌田鷹介議員） よろしいでしょうか。

○委員（三輪一雅議員） 結構です。

○委員長（鎌田鷹介議員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第10号、木曾岬町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹課長） それでは、議案第10号、木曾岬町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曾岬町附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとするというものでございます。

下段、提案理由でございます。組織改編による子ども・健康課の創設に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。本条例の一部を改正するには、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由であるというものでございます。

説明は、新旧対照表を使用して説明をさせていただきます。

これまで福祉健康課を庶務担当課としておりました附属機関のうち、このページの表の下2つにあります木曾岬町健康増進計画及び食育推進計画策定委員会、その下の子ども・子育て会議、この2つと、今御覧いただいているページの上から3つ目でございます。健康づくりの推進協議会専門部会、その下の予防接種健康被害等調査委員会、以上の4つの附属機関の庶務担当課を子ども・健康課に変更し、また、これに合わせまして、このページの下2つでございます。木曾岬町地域福祉計画策定委員会、木曾岬町地域自立支援協議会、この2つと、御覧いただいているページの上2つでございます。木曾岬町介護保険事業運営委員会並びに認知症初期集中支援チーム検討委員会及びこのページの一番下から次ページにかけてあります医療・介護・福祉ネットワーク協議会、これら5つの附属機関の庶務担当課を福祉課に変更しようとするものでございます。

ページ、条例本文に戻りまして、附則でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行するというものでございます。

以上、木曾岬町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。お願いいたします。

○委員長（鎌田鷹介議員） 事務局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第11号、木曾岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹課長） それでは、議案第11号、木曾岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曾岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとするというものでございます。

下段、提案理由でございます。地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和6年度より会計年度任用職員に勤勉手当を支給することに伴い、関係する木曾岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。

木曾岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号により議会の議決を経る必要がある、これがこの議案を提出する理由でございます。

このたびの条例改正は、これまで育児休業している職員に対する勤勉手当の支給対象から会計年度任用職員が除外をされておりましたが、このたび会計年度任用職員をその支給対象に含めるというための改正を行うものでございます。

新旧対照表でございます。

第7条でございます。育児休業している職員の期末手当等の支給に関して、育児休業している職員の後段、括弧書きの部分でございます。地方公務員法第22条の第1項に規定する会計年度任用職員（以下、会計年度任用職員という。）を除くという、この文言を削除し、また、これを削除したことによりまして、第8条の会計年度任用職員と記載されている箇所を第7条で削除いたしました会計年度任用職員の規定文に書換えを行うものでございます。

ページ戻りまして、条例の本文、附則でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行するというものでございます。

以上、木曾岬町職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（鎌田鷹介議員） 事務局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第19号、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長（伊藤雅人課長） 議案第19号、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり定めるものとするというものでございます。

下段、提案理由でございますが、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が可決、成立したことにより水道法が改正され、令和6年4月1日から、水道整備管理行政の権限等が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴い関係条例の規定の整備を行うもので、関係条例の一部を改正するには、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。このことから、この議案書を提出するというものでございます。

具体的な改正の内容については、新旧対照表で説明のほうさせていただきます。

まず、木曾岬町給水条例の第5条第1項及び第37条第2項において、厚生労働省令を国土交通省令に改めるものでございます。

また、木曾岬町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の第4条第6号において、厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣に改めるものでございます。

改正条文の附則でございますが、施行日につきましては、令和6年4月1日からの施行とするものでございます。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（鎌田鷹介議員） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第20号、木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） それでは、議案第20号、木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

議案書ですが、木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとするというものでございます。

最下段の提案理由でございます。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令

の一部を改正する政令が令和6年4月1日から施行されることに伴い、本条例の非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額について所要の改正を行うものであり、本条例の一部を改正するには、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があることから、この議案書を提出するものでございます。

改正の概略でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令につきましては、非常勤消防団員や消防作業に従事した者等に対する損害補償の額や内容などが定められており、具体的な内容につきましては、一般職の職員の給与に関する法律に規定されている俸給月額や一般職の地方公務員の補償制度などを参考にして定められております。今回、令和5年11月に給与法の一部が改正され、俸給月額が改正されたことから、損害補償額の算定基礎となる補償基礎額について改正を行うものでございます。

具体的な内容につきましては、新旧対照表にて御説明させていただきます。

第5条におきまして、消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額を8,900円から9,100円に改め、非常勤消防団員と非常勤水防団員の補償基礎額を定めています別表の下線部分の金額につきまして改めるものでございます。

改正条文の附則でございますが、施行日につきましては、令和6年4月1日からの施行とするものでございます。

議案第20号の説明につきましては以上でございます。

○委員長（鎌田鷹介議員） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

○委員（三輪一雅議員） この金額の設定自体は、全国一律というわけではなくて、先ほどの説明でいうと、うちの職員さんの給与体系に合わせて、そこから何らかの設定方法があるのでしょうか、そこから導き出すとこの数字になると、そういう認識でよろしいですか。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） この金額につきまして、全国一律で提示されている額でございますので、それに合わせて改正をさせていただいております。

○委員長（鎌田鷹介議員） よろしいでしょうか。

○委員（三輪一雅議員） はい。

○委員長（鎌田鷹介議員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第21号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） それでは、議案第21号、行政手続における特定の個

人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

議案書ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとするというものでございます。

最下段の提案理由でございます。令和5年6月9日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものであり、本条例の一部を改正するには、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があることから、その議案書を提出するものでございます。

具体的な内容につきましては、新旧対照表にて説明をさせていただきます。

第2条において、番号利用法に基づく用語の定義として、第1号、第2号、第5号、第6号、第9号、第10号を追加するものでございます。

また、番号利用法で個人番号を利用できる事務を定めた別表第2が廃止されたことから、廃止された番号利用法の別表第2を引用していた第4条第1項と第3項について、別で定められる特定個人番号利用事務とする改正を行うものでございます。

改正条文の附則でございますが、条例の施行日につきましては、法律の公布日である令和5年6月9日から1年3か月以内に政令で定める日をもって施行日とするもので、本年の5月下旬頃に予定されているところでございます。

議案第21号の説明につきましては以上でございます。

○委員長（鎌田鷹介議員） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 御質疑もないようなので、質疑を終わります。

ここで暫時休憩にいたします。次の再開は、10時40分でございます。

午前10時19分休憩

午前10時40分再開

○委員長（鎌田鷹介議員） 休憩を解き、委員会に戻します。

次に、議案第22号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算についての所管部分を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹課長） それでは、議案第22号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算について説明を申し上げます。

令和6年度の三重県桑名郡木曾岬町の一般会計の予算は、次に定めるところによるというものでございます。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額を36億6,500万円と定め、続く第2項では、予算の款項の区分と区分ごとの金額を第1表、歳入歳出予算に定めることを規定しているものでございます。

なお、債務負担行為につきましては、第2表、債務負担行為で4つの事項について、それぞれの期間及び限度額をお示しし、地方債につきましては、第3表、地方債で、4つの起債の目的について、それぞれの限度額、起債の方法、利率、償還の方法についてお示しをしておりますので、御確認をお願いいたします。

それでは、次に、令和6年度当初予算のポイントの資料をもって説明をさせていただきます。しばらくお待ちください。

令和6年度の当初予算は、第6次総合計画（案）に掲げます6つの基本方針を柱といたしまして予算の編成を行っております。その予算の総額は36億6,500万円、前年度と比較をいたしまして5億500万円の増額予算となっております。

また、特別会計と企業会計を含む全7会計での予算の総額は60億7,401万円となっているものでございます。

このページでは、主要事業のポイントについての記載をさせていただいております。詳細につきましては、後ほどそれぞれの担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

歳入予算のポイントでございます。

歳入の根幹をなす町税では、前年度比3,549万円の増額となっております。

また、地方交付税では、普通交付税で前年度比7,500万円の増額を見込んでいるほか、国庫支出金におきましても6,504万円の増額を見込むなど、依存財源で前年度と比較をいたしまして1億3,097万円の増額予算となっているものでございます。

一方、自主財源では、繰入金などで増額を見込んでいることから、全体で3億7,403万円の増額となっております。

町税等基金繰入金の状況をお示ししております。町民税（法人）、固定資産税におきましてはそれぞれ増額となっておりますが、町民税（個人）におきましては減額となっているものでございます。

下段の基金繰入金では、減債基金、また、ふるさと応援寄附金基金からそれぞれ繰入れを見込んでいることから、その他基金で前年度比3億4,019万円の増額となっているものでございます。

次に、歳出でございます。

このページでは、歳出予算の目的別に仕分をした額を示しております。議会費から予備費までの11の款におきまして、それぞれの予算額と前年度対比を記載させていただいております。これらの詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

次のページでは、歳出を性質別に仕分をしました金額と要点の説明をさせていただいておりますので、後刻、御確認をお願いいたします。

以上が令和6年度の一般会計当初予算のポイントの説明ということになります。

それでは、次に歳出予算の事業説明を用いまして、説明のほうをさせていただきます。

事業名は、一般管理経費、本年度予算額は1,347万9,000円、このうち100万円を三重県からの移譲事務交付金に財源を求めようとするものでございます。役場で使用する事務用消耗品や事務機器の保守などの事務的経費や交際費、町村会をはじめとする各種関係団体への負担金などを計上している予算で、主なものは、例規集の追録業務委託料、例規執務の際に条文の比較や参考事例の調査などを行うためのサポートシステムの使用料、AI議事録作成システムの使用料、また、職員の出退勤管理システムの使用料などを計上しているものでございます。

続きまして、事業名は、ふるさと木曾岬応援事業費、本年度要求額は8,023万5,000円、このうちの8,000万円を寄附金に、また、23万5,000円を基金の利子に財源を求めようとするものでございます。専門のサイトを通じまして、町外在住者の方から寄附を募り、寄せられた寄附額を寄附者の意向に沿うように町の各種事業に充当するとともに、寄附者の方に対しまして、寄附額に応じた返礼品をお送りするための経費を計上しているものでございます。

続きまして、事業名は、庁舎等施設維持管理経費、本年度予算額は4,739万2,000円、このうち28万4,000円を創生ホールの使用料や行政財産の目的外使用料に財源を求めようとするものでございます。庁舎及び福祉教育センターの維持管理に係る経費を計上している予算で、事業説明欄記載のとおりでございます。令和6年度では、3年に一度実施をしております空調機器の点検業務を行う予定としておりますが、昨年度、電気料金の高騰を受けまして、平年よりも増額で見込んでおりました庁舎等の光熱費におきまして、令和5年度の実績を勘案いたしまして前年度よりも減額と見込んだことから、予算全体では137万9,000円の増額というふうになっているものでございます。

続きまして、事業費は、地域まちづくり推進事業費でございます。本年度予算額は650万7,000円でございます。地域コミュニティの強化や地域活性化を目的に活動を行っている自治会に対しまして、その活動内容に応じた交付金を交付するための経費を計上している予算でございます。

続きまして、事業名は、まち・ひと・しごと創生事業費、本年度予算額は1,427万4,000円でございます。令和5年度に引き続きまして、第2期総合戦略に掲げました15の施策を具体的に実施していくこととしておりまして、主要事業のほうにも掲載をさせていただきましたが、サンリオのキャラクターとのコラボ、SNS、ユーチューブを活用した広報戦略、わいわい市場の開催などのシティープロモーションに要する経費並びにローカルスタートアップエコシステム構築事業に要する経費などを計上しているものでござ

ざいます。

事業名は、木曾岬干拓事業推進費でございます。本年度予算額は2億602万円、このうちの1,100万円を干拓排水機等運転管理業務受託事業収入に財源を求めようとするものでございます。通常の木曾岬干拓排水機等運転管理業務委託業務や要望活動に要する経費を計上しておりますほか、木曾岬干拓地で操業開始となりました2社に対しまして、奨励金を支出するための費用を計上しているものでございます。

続きまして、飛びまして、事業名は、町長・町議会議員選挙費でございます。本年度要求額は262万8,000でございます。令和7年の4月に執行を予定しております町長・町議会議員選挙の執行管理に要する経費のうち、令和6年度中に支払うべき経費の部分につきまして、計上をしているものでございます。

続きまして、事業名は、都市計画総務費、本年度予算額は313万4,000円でございます。都市計画に関する経費を計上している予算でございますが、都市計画審議会委員報酬のほか、令和6年度におきましては、5年に一度実施をすることとなっております都市計画の基礎調査業務委託、こちらの委託料を計上しているものでございます。

事業名は、地方債元金償還金、本年度予算額は2億7,444万9,000円でございます。地方債の償還に要する経費のうち、元金の支払い78件分を計上しているものでございます。

続きまして、事業名は、地方債の利子償還金、要求予算額は959万9,000円でございます。利子の支払いにつきまして、説明欄記載の92件分を計上しているものでございます。

総務課所管は以上となります。

○税務課長（中山重徳課長） 税務課所管分については、歳入から御説明いたします。

御覧の資料、町税の概要を用いて御説明いたします。

まず、町民税（個人）ですが、令和6年度当初予算は2億4,500万円の計上で、昨年度と比較し3,900万円、率にして13.7%の減収となります。給与所得の部分では緩やかな回復傾向が見られますが、令和6年度に実施される定額減税の影響を4,100万円の減と見込んでおります。なお、この減収分は、地方特例交付金として全額国費で補填されることとなっております。

続いて、法人税でございます。6,196万円の計上で、昨年度と比較し286万円、率にして4.8%の増となります。均等割に関しては、令和5年度当初予算比で、納税義務者数が15社の増、400万円の増収を見込む一方、法人税割については、令和5年度決算額が前年度に比べ減収となる見通しであることから、令和6年度は110万円の減収を見込みます。

固定資産税については7億8,502万4,000円の計上で、昨年度と比較し6,685万2,000円、率にして9.3%の増となります。土地については、木曾岬新輪工

業団地内で新たに2社が課税対象となったことなどにより増収を見込み、また、家屋、償却資産についても工業団地における新規課税が税収増に大きく寄与する見込みです。

その他の町税ですが、軽自動車税につきましては、重課税対象車両の増により37万5,000円の増を、たばこ税に関しては、取扱店舗増の影響により420万円の増、入湯税に関しては、過去の実績などから20万円の増と、それぞれ増収を見込みます。

続いて、税務課所管部分の歳出です。失礼しました。

税務経費でございますが、予算額57万7,000円の計上で、昨年度に比べ7万9,000円の減です。主なものは、租税教育の普及や啓発活動、軽自動車の登録状況の情報入手のための各種協議会への負担金11万8,000円のほか、参考図書や消耗品の購入経費などでございます。

続いて、賦課徴収経費でございます。予算額3,617万円の計上で、昨年度に比べ215万2,000円の減です。こちらは町税の賦課徴収に係る事務経費を計上したもので、主なものとして、各税の賦課徴収や滞納整理に係る電算経費のほか、固定資産の鑑定委託料や徴税事務の運営経費を計上しております。

以上です。

○住民課長（伊藤正典課長） 続きまして、住民課所管分の主要事業について御説明をさせていただきます。

事業名、戸籍住民基本台帳費、本年度予算額7,275万8,000円でございます。事業説明欄の主なものは、1段目、戸籍システム標準仕様システム対応費用は、機器のリプレースに合わせシステムの統一、標準化を図るためのものがございます。4段目、法改正に伴う戸籍住基システムの対応作業は、振り仮名通知の出力機能に係るシステムの改修費用等でございます。住民基本台帳ネットワークシステムの単独構築費用は、北勢広域の8市町で共同運用していたネットワーク機器について、住民基本台帳システムの標準化移行に対応するため、単独の運用とするための費用でございます。また、下から2段目の証明書等コンビニ交付サービスシステムの機器更新費用は、コンビニエンスストアで住民票などの各種証明書の発行に要する機器のリプレースに伴う費用で、その他事業説明欄記載のとおりでございます。また、その他の財源につきましては、各種手数料のほか、ふるさと応援寄附金基金から34万円の繰入れをするものがございます。

続きまして、事業名、個人番号カード事業費、本年度予算額181万7,000円でございます。事業説明欄、主なものは、統合端末通信回線電子証明書関連事務、統合端末の設置委託料及びシステムサポート料は、マイナンバーカードの電子証明書発行業務を外部委託するための費用でございます。

住民課所管分の説明は以上でございます。

○産業課長（多賀達人課長） 産業課所管部分について説明させていただきます。

まず、事業名、農業委員会費、本年度要求額191万円でございます。農業委員会の運

営経費を計上しており、主に農業委員会委員9名、農地利用最適化推進委員5名の委員報酬のほか、毎月の総会開催案内の切手代などの事務的経費を予算計上したものでございます。その他、事業説明欄記載のとおりでございます。

次に、事業名、農業振興費、本年度要求額288万7,000円でございます。農業者団体の活動を支援する各農業団体への補助金をはじめ、地域農業再生協議会で行う経営所得安定対策や米の需給調整等の推進に要する事務的経費の補助金を計上しており、経営所得安定対策等推進事業補助金を特定財源としているものでございます。なお、農業後継者団体活動費補助金は、令和6年度より新たな団体活動として農村景観の形成を目的としたコスモスの作付事業の取組に係る補助金の増額要望があったことから、令和5年度より16万5,000円増額した40万円を計上しているものでございます。その他、事業説明欄記載のとおりでございます。

次に、事業名、需給調整推進対策事業費、本年度要求額670万円でございます。米の需給調整に係る町単独事業の経費を計上しており、需給調整推進対策補助金は、麦や加工米、水稻共同防除等の需給調整に対する補助金を計上しているものでございます。

次に、事業名、土地改良費、本年度要求額1,715万2,000円でございます。町内排水機場の維持管理に要する経費を計上しており、排水機場の集中管理システムに係る回線利用料などの経費のほか、木曾岬町土地改良区への排水機場維持管理補助金を計上しているものでございます。その他、事業説明欄記載のとおりでございます。

次に、事業名、多面的機能支払事業費、本年度要求額2,184万6,000円でございます。多面的機能支払事業に要する費用を計上しており、主に町内16地区と1組織で取り組んでおります農地の維持向上などの活動に係る事業負担金を計上しているものでございます。多面的機能支払事業交付金を特定財源としており、その補助率は4分の3でございます。

次に、事業名、地籍調査事業費、本年度要求額1,949万6,000円でございます。地籍調査事業に要する費用を計上しており、地籍調査事業委託料は、令和4年度に着手しました源緑輪中地区を計画しており、地籍調査認証事務支援及び電子化業務委託料では、源緑輪中地区の令和5年度調査分を計画しているものでございます。地籍調査事業費補助金を特定財源としており、その補助率は4分の3でございます。その他、事業説明欄記載のとおりでございます。

次に、事業名、湛水防除費、本年度要求額1,999万2,000円でございます。県営湛水防除事業に要する経費を計上しており、令和4年度に事業着手しました近江島地区の事業費負担金を計上しているものでございます。

次に、事業名、地域用水機能増進事業費、本年度要求額689万9,000円でございます。水環境整備事業で整備したポケットパーク、遊歩道などの維持管理経費を計上しており、発生源対策用ポンプの電気代のほか、中央幹線排水路沿いの遊歩道及びポケットパ

ーク3か所の除草、樹木の剪定等や発生源対策施設の汚泥採取等の維持管理経費を、また上流ポケットパーク及び川先排水機場から夢岬橋の間の樹木について、樹高を調整する高木切下剪定委託料を計上しているものでございます。その他、事業説明欄記載のとおりでございます。

次に、事業名、用排水施設整備費、本年度要求額1,845万円でございます。中央幹線排水路における機能回復のための長寿命化対策を実施するための県営用排水施設整備事業に要する経費を計上しており、令和5年度に事業着手しました木曾岬幹線排水路地区の事業負担金を計上しているものでございます。

次に、事業名、商工振興費、本年度要求額438万円でございます。商工業の振興を図るため、商工会が行う事業を支援する商工会への運営補助金を主に計上しているものでございます。その他、事業説明欄記載のとおりでございます。

最後に、事業名、観光費、本年度要求額1,706万2,000円でございます。町の観光資源であります町道鍋田川線の桜並木の消毒や剪定伐採作業などのほか、町観光協会への補助、また、木曾川の最上流の木祖村との交流事業に必要な予算を計上しており、桜並木の消毒、剪定伐採、清掃、処分などに要する業務委託のほか、クビアカツヤカミキリの防除に係る業務委託として、防除剤の樹幹注入や幼虫活動期である7月から9月の定期的な巡視などに対する経費を計上しております。また、木祖村との交流事業に要する経費として車借上料や出店材料代などを計上しているものでございます。みえ森と緑の県民税市町交付金や木曾三川水源地域対策基金助成金などを特定財源とするものでございます。その他、事業説明欄記載のとおりでございます。

産業課所管部分の説明は以上でございます。

○建設課長（伊藤雅人課長） 続きまして、建設課所管分についての説明をさせていただきます。

事業名、農業集落排水事業費、本年度予算額7,360万円でございます。下水道事業会計の農業集落排水事業分の補填財源でございまして、詳細につきましては、下水道事業会計にて説明をさせていただきます。

事業名、土木総務費、本年度予算額257万9,000円、この予算は、土木業務に係る事務的経費全般を計上するものでございまして、主な内容としましては、土木積算におけるシステムやデータ使用料、社会基盤整備協会等の負担金を予算計上するものでございます。環境衛生改善機器等整備補助金は、新たに創設を予定する補助金となりまして、自治会に協力をいただいている公園等の草刈りに使用する動力草刈り機等の購入に補助金を交付しようとするものでございます。歳入内訳でございますが、建築基準法施行事務交付金や土地開発基金利子、国交省からの受託事業であります木曾川堤防清掃事業受託収入の一部を特定財源としております。

事業名、道路橋梁維持費、本年度予算額で9,348万5,000円、この予算は、町

道の維持管理や施設の長寿命化を図るための費用を計上するものでございまして、主に橋梁の長寿命化対策としての橋梁点検、修繕計画策定業務委託、また、毎年計上しております鍋田川線の路面清掃、町道除草業務委託費、交通安全施設等の整備修繕工事費や、昨年度から引き続き、鍋田川線の高木の剪定業務を実施するものでございます。また、舗装修繕につきましては、優先度の高い順に実施していくこととしており、昨年度に引き続いて町道鍋田川線、町道上藤里源緑線で実施するとともに、町道豊崎内部線と南栄団地内の町道桜園団地線で実施する予定でございます。

歳入内訳でございますが、交通安全対策特別交付金や道路占用料、橋梁の長寿命化については、国の補助金であります道路メンテナンス事業費補助金、また、このほか、一般単独事業債を特定財源としています。

事業名、道路新設改良費、本年度予算額4,201万2,000円、この予算は、道路の新設整備や拡幅等の道路改良事業費を計上するものでございまして、主なものとしましては、町道上加路戸横断線において用地買収、建物等の補償などを実施するための関係経費を計上するものでございます。町道外平喜小学校線については、隣接する用水路に蓋をかけ、歩道として活用するものでございますが、引き続き工事を延伸するものでございます。

歳入内訳でございますが、国の補助金として、町道上加路戸横断線におきましては、社会資本整備総合交付金、町道外平喜小学校線におきましては防災安全交付金、また、県補助金となる地域減災力強化推進補助金となります。このほか、地方債であります公共事業等債を特定財源としているところでございます。

事業名、河川総務費、本年度予算額541万6,000円でございます。この予算は、河川管理業務全般における活動費用を計上するものでございまして、木曾川堤防除草業務委託料では、国交省からの受託事業であります木曾川の堤防除草について自治会に委託するものでございます。また、河川関係各種同盟会の負担金を計上しております。

事業名、都市下水路費、本年度予算額205万5,000円でございます。この予算は都市下水路における維持管理、修繕を行うものでございまして、都市下水路維持管理作業委託料では水路の除草や清掃を、都市下水路管理工事では水路の修繕工事に係る費用を予算計上するものでございます。

事業名、公共下水道費、本年度予算額1億6,040万円でございます。下水道事業会計の公共下水道事業分の補填財源でございまして、詳細は、下水道事業会計にて説明をさせていただきます。

事業名、公園費、本年度予算額1,214万円でございます。この予算は、グルービーパークや児童公園など32か所の公園の維持管理修繕を行うものでございまして、昨年度と同様に、都市公園管理業務委託料ではグルービーパークの管理業務を、児童公園などにつきましても昨年度と同様に遊具等保守点検、トイレ清掃、樹木剪定、草刈りなどの委託

料、遊具等の修繕工事を予算計上しているものでございます。

事業名、住宅管理費、本年度予算額435万9,000円、この予算は、住宅の耐震化や空き家の有効利用を促進するものでございまして、主に住宅の耐震診断、補強設計、補強工事、除却に対する補助金や空き家改修支援のための補助金を予算計上するものでございます。耐震診断につきましては3件、補強設計、補強工事、除却、空き家対策につきましては、それぞれ1件を見込むものでございます。

歳入内訳につきましては、国の補助金であります社会資本整備交付金や木造耐震に係る各種県補助金を特定財源としているところでございます。

建設課所管分については以上でございます。

○会計管理者（松本 大会計管理者） 会計課所管部分について説明させていただきます。

事業名、関係管理費については、本年度予算額を413万8,000円とするものでございます。事業説明の主なものとしまして、上から3行目の公金関連手数料としまして、令和6年度当初予算から、窓口収納手数料と公金振込手数料の2つを新規計上しており、窓口収納手数料においては、令和6年4月から手数料を負担することとなり、公金振込手数料においては、令和6年10月から手数料を負担することになりましたので、2つの手数料に要する経費を予算計上するものでございます。その他は、事業説明欄に記載のとおりでございます。

会計課所管部分の説明は以上でございます。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 続きまして、危機管理課所管分について御説明させていただきます。

事業名、高度情報処理対策費、本年度予算額2億7,198万4,000円でございます。住民情報系及び内部情報系のシステムやネットワーク、セキュリティー機器、GISシステムの保守委託料及び使用料、地方公共団体情報システム機構への交付金など、行政事務の電算化による情報システムの適正な運用管理及びセキュリティー対策の強化に要する経費を計上しております。また、国が示します令和7年度末までのガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行に対応するための自治体情報システム標準化対応業務委託料とガバメントクラウド利用料、回線使用料を新規計上しております。

歳入ですが、地方公共団体情報システム機構への交付金の増額分261万9,000円と同額の社会保障・税番号制度システム整備費補助金と、標準化対応業務の財源としまして、デジタル基盤改革支援補助金と、ふるさと応援寄附金基金繰入金を計上しております。なお、デジタル基盤改革支援補助金の2,520万円につきましては、先日、新たな上限額が設定され1億2,378万8,000円の内示がありましたので、来年度の補正で対応をいたします。

事業名、自主運行バス運行事業費、本年度予算額6,402万5,000円でございます。自主運行バスの運転管理委託料や令和2年度から通常運行に使用していますリース車

両3台の賃借料、スマートフォンやパソコンから位置情報を検索できるバスロケーションシステムの使用料など、自主運行バス事業に要する経費を計上しております。自主運行バス運転委託料につきましては、人件費や燃料費の高騰に伴い1,847万1,000円の増額となっております。なお、バスの運賃収入であります自主運行バス使用料を特定財源としております。

事業名、地域BWA事業費、本年度予算額608万9,000円でございます。町内4か所に設置されておりますBWA基地局の維持管理経費相当分の負担金に要する経費を計上しております。令和7年1月に事業開始から5年が経過することから、1月以降の月額単価が減額となるため、予算額が減額となっております。

事業名、消防団活動費、本年度予算額1,151万8,000円でございます。消防団員の出動報酬や年額報酬、退団する消防団員への退職報償金、消防団員の公務災害補償及び退職報償金に備えた積立金の掛金など、消防団活動に要する経費を計上しております。また、消防団の活動実績や点検業務の報告事務などをデジタル化するアプリ消防団ワークスのシステム利用料6か月分を新規計上しております。なお、退職補償金につきましては、消防基金からの消防団員等公務災害補償等受入金を特定財源としております。

事業名、災害対策経費、本年度予算額2,988万4,000円でございます。災害時における職員の時間外勤務手当、保存期間を迎える避難者用の防災備蓄品、ビスケット、クラッカー、アルファ米、保存水などの購入費、防災行政無線設備や防災センターの保守委託料、屋外スピーカーなどの既存機器の更新及び機能強化を図るための防災行政無線の長寿命化に要する経費、制度改正を行いました防災対策事業補助金など、災害予防及び災害対策に要する経費を計上しております。防災対策事業補助金につきましては、補助対象品目と補助対象者の拡充を行ったことから145万円を増額しており、防災行政無線長寿命化事業につきましては、令和5年度から6年をかけて実施することとしておりますが、来年度は2年目となり、屋外子局4局のみを対象とするため1,966万7,000円の減額となっております。なお、県からの地域減災力強化推進補助金や三重県市町村職員互助会からの公益事業助成金、地方債などを特定財源としております。

危機管理課所管分の説明につきましては以上でございます。

○議会事務局長（藤井光利事務局長） 最後に、議会事務局所管分の予算の説明をさせていただきます。

事業名、議会運営費は、予算要求額1,703万円、前年対比1,222万3,000円の増でございます。この主な要因は、12節委託料において昨年度補正予算にて実施いたしました議会映像配信委託料を当初予算に計上したことと、それから、14節工事請負費にて、委員会室音響設備改修工事として、第1委員会室の音響の改修を予定しようとするものであります。

続きまして、議会広報費は、議会だよりについて、令和5年度途中から紙面をカラー印

刷にしておりますので、それによって当初予算が昨年度から増額となったものであります。

文書広報費は、行事の開催が従来どおり開催されてきた令和5年度の実績を踏まえたページ数をベースに予算を計上させていただいた結果、町広報費も同様に当初予算が昨年度から増額となったものであります。

最後に、監査委員費では、例年どおり経常的な予算を計上させていただきました。

議会事務局所管分の説明は以上のとおりです。

以上、議案第22号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（鎌田鷹介議員） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。よろしいでしょうか。

○委員（服部英二夫議員） 土木費の道路橋梁維持費、その中で、鍋田川とか、いろいろ出ているのですが、5月の補正のときに繰越明許費が道路のあれで2つ出ておったと思う。さっきの。そのお金はどこへ行っておるのか。また今年も工事はやらないのか。また明許費で積んでおくのか。

○委員長（鎌田鷹介議員） 事務当局の説明を求めます。

○建設課長（伊藤雅人課長） 資料を出しますので、お待ちください。

一般会計の補正予算のところの第2表の繰越明許費の補正というところで、下から2つ目の道路橋梁維持事業の600万円という繰越明許のほうを計上させていただいております。これは、国の補正予算の内示がありまして、橋梁の修繕の関係で内示があったことから、先ほどの補正予算のほうで計上させていただいて、その部分を3月ですので、来年度に繰越しをさせていただいて、繰越明許費の中の予算においてそれを執行するというところでございます。なので、6年度の当初予算区分と繰越明許費という予算区分の中で、中では抱き合わせで橋梁の補修をしていくというところで、前倒して橋梁の修繕工事をやっていくというところで事業効果を発揮するというところでございます。

以上でございます。

○委員（服部英二夫議員） これ、場所を言うと、西対海地の農協から向こうへ行ったところの、前回も何かのときに工事がいろいろ、パイプが通っているとか、何かそのような説明を受けて、それっきりになっているのだけど、その予算とは違うのですか。

○建設課長（伊藤雅人課長） 服部委員おっしゃられる、西対海地の橋梁については県道の橋梁になりますので、その部分に関しましては、県のほうで予算の都合上、工事の発注が令和5年度から令和6年度に繰延べになったというふうな理由で、そこに添架をしている下水道管のことも令和5年度の補正予算の中で精査をさせていただいたところでございます。この後、下水道事業会計のほうでも予算の説明をさせていただきますけれども、令和6年度の予算におきまして、その部分については下水道事業会計のほうでの橋梁工事に伴う下水道管の移設を計画しているところでございます。

以上です。

○委員長（鎌田鷹介議員） よろしいでしょうか。

○委員（服部英二夫議員） はい。

○委員長（鎌田鷹介議員） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（古村 護議員） 都市計画総務費関係、都市計画基礎調査業務委託283万7,000円、これは5年に1回実施ということで、業務の内容を少し教えていただきたいのと、あと、それに併せて、都市計画審議会の開催回数が増えることはないのかというところを教えてください。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 都市計画基礎調査の内容ということでございますけれども、三重県のほうで都市計画区域における現況の把握、あと、将来の見通し、こういったことを調査して、都市計画に関しての必要な事項を定めていく、そういったための基礎的なデータを整備していくというような内容でございますので、これが直接町の都市計画審議会のほうと関係あるかという、特には関係はないという状況になります。

以上です。

○委員長（鎌田鷹介議員） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（三輪一雅議員） 総務管理費のところ、職員健康管理費で、職員の健康診断等々、ストレスチェックの委託料が入っているわけですが、この予算は、見ていると年々減っている。ただ、今、一般の会社でもそうですけど、結構精神的に病んだりする人が増えつつありまして、うちの職員さんでも長期に休んだり、そういう傾向を聞くのですが、こういうところでもう少ししっかり本来やっていくべきなのではないかと思われるのですが、年々予算を減らしている理由というのをお聞きしたいと思います。

これは小さな話ですけど、シティープロモーション事業ということで、ポチャッコをずっとこのところ使っているわけですが、これは今後もずっと使い続けていく予定と考えておられるかどうかをお聞きしたいです。

これが一番大きい話なのですが、今回から自治体情報システム標準化対応業務委託料で1億6,500万円という大きいお金がこうやって入っております。これ、実際にいろいろ見ていくと、これだけではないような感じで、関連してくる予算としては、例えば住民課の戸籍の関係、ここにも3,000万円ぐらい上がっていますが、システム対応費用で金額が上がっている、それから、予算書の債務負担行為の中を見ると、令和7年度までで6,600万円辺りが自治体情報システム標準化対応委託料として上がっている、この辺を鑑みていくにかなり予算としては大きいものが上がっていると思わせてもらうところであります。

戻すのですが、これに対しての予算措置というのが、実際見ていくと、今回、ふるさと応援寄附金のほうから1億4,000万円辺りが当たっていて、あとほかの部分、国庫支出金で見ると、この辺とこの辺とこの辺で、トータルすると約3,000万円ぐらいし

かない。この金額を見ていると。この辺りを考えたときに、本来、もともと国庫で全て賄うということで、国のほうが話をしていたのではないかなと思うのですが、これだけしか予算が今のところないというのは、どういうことなのかなと驚きを隠せない。少し私もインターネットで調べたのですが、国の動向を見ていると、補正をかけて今後出すというようなことはうたってはあったのですが、どうもそれにしても少な過ぎるとしか思えない。それから、今回、予算を使うに当たって、ふるさと応援寄附金から1億4,000万円を入れているのですが、これ、本来、こういう予算にふるさと応援寄附金を使うのは目的外じゃないのかと私は思わせていただいたのですが、その辺の考え方も教えてください。使うなら、財調からきちんとお金を使う形が本来のやり方じゃないのかなと思わせていただきました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○総務政策課長（小島裕紹課長） まず、1点目の職員健康管理費でございますけれども、実施している内容は毎年何か変わっているかという、変わっているものではなく、予算の減額につきましては、職員の人数の関係によるものだというふうに解釈をしております。ストレスチェックに関しましては、確かに委員おっしゃいますように、病気にかかる職員もいますので、ストレスチェックに関しては全員受けていただいて、それによって判定が出て、その判定に基づいて、産業医さんと相談しながら事務を進めているというのが現状でございます。

続きまして、シティープロモーションの関係で、ポチャッコの使用に関してでございますけれども、通年使っていくという予定は今のところございませんで、令和6年度では使っていくという方向でしているだけで、令和7年度以降につきましては未定という形で考えております。

高度情報の関係でふるさと応援寄附金を使うという部分に関してのみ私のほうから回答をさせていただきます。

こちらに関しましては、まず1点、寄附金を頂く際に使途目的を皆さんにお書きいただくんですが、以前もお話をさせていただいたと思うんですけども、町への使途目的の7割から8割にかけてが町政全般に関することに使ってほしいというような御要望をいただいているものになります。今回、こちらでかなりの財源不足がありましたので、県のほうにも確認をさせていただきまして、ふるさと応援寄附金をこのことに充てることに問題がないのかということは確認をさせていただきました。町政全般に関することという部分の中で、ここに充てることは問題がないというようなことの回答をいただいておりますので、今回、その措置をさせていただいたということになります。

以上です。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 標準化に関しての国庫補助の国の負担の部分に関してなんですけれども、町としましても、県ですとか、町村会を通じて、国における財政負担

というのは働きかけはしてはありました。それで、補助金の額なんですけれども、ここでは、520万円ということで上げさせてもらっていたんですが、先日、新たな上限額が設定されまして、2,520万円が1億2,378万8,000円という額の内示がありましたので、全体額が住民課分も入れますと2億6,000万円ぐらいになるんですけれども、それのおおよそ半分ぐらいに関しては国のほうの補助を充てられるというような状況でなっております。

○委員長（鎌田鷹介議員） それが適切かどうかという話じゃないのですか。

○委員（三輪一雅議員） ごめんなさい。今後、国の動向としては、全額補助する方向でそういう内示みたいなのがあるのか、その辺りというのはどういうふうですか、考え方として。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 今回、1億2,000万円までは増えますので、そこからの増額というのは今のところはない見込みです。

○委員長（鎌田鷹介議員） よろしいですか。

○委員（三輪一雅議員） 結構です。

○委員長（鎌田鷹介議員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第26号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長補佐（中里満博課長補佐） 議案第26号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算について説明を申し上げます。

議案第26号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算。令和6年度三重県桑名郡木曾岬町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによるというものでございます。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額を300万円と定め、第2項では、予算の款項の区分と区分ごとの金額を第1表、歳入歳出予算に定めることを規定しているものでございます。

歳入につきましては、諸収入から財産収入までの4つの款で構成されており、主なものは、和富地内の福祉施設への土地の貸付収入でございまして、財産収入として263万円を計上しているものでございます。

次に、歳出についてでございます。歳出につきましては、事業説明書にて説明をさせていただきます。

事業名、財産管理費、本年度要求額は281万4,000円でございます。この予算は、保有財産の適正な運用及び管理業務を執行するための経費を計上している予算で、主なも

のは、繰出金で福祉施設貸付けに係る一般会計への繰出金263万2,000円で、その他につきましては、事業説明欄記載のとおりでございます。

以上、土地取得特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（鎌田鷹介議員） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第27号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計予算についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長補佐（伊藤規生課長補佐） それでは、議案第27号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計予算でございます。

下水道会計は、地方公営企業法の適用に伴い、官公庁会計である農業集落排水事業及び公共下水道事業特別会計から公営企業会計での予算編成となります。

第1条、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条では、業務の予定量をお示ししており、（1）排水戸数は2,337戸、（2）年間処理水量は70万4,000立米を見込んでおります。（3）1日あたりに換算した平均処理水量は1,930立米となります。（4）主な建設改良事業としましては、東部地区クリーンセンターストックマネジメント耐震補強工事委託を実施する予定であることを示しております。

第3条では収益的収入及び支出を、第4条では資本的収入及び支出をそれぞれ記載しております。

詳細については、後ほど説明させていただきます。

第5条では、債務負担行為の事項、期間、限度額を、第6条では、企業債の方法、利率、償還方法、第7条では、一時借入金の限度額、第8条では、予定支出の各項の経費の金額の流用に関する事項を、第9条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費に関する事項を、第10条では、他会計からの補助金を示しております。

次に、歳出予算書にて詳細を説明させていただきます。

事業名、管渠費、本年度要求額2,828万円でございます。この予算は、下水道管路の経年劣化による事故の発生、機能低下等を予防するため、施設の点検、清掃及び修繕等の維持管理を行うための費用を計上するもので、マンホールポンプの電気代、北東地区の管路清掃業務、GISデータ整備などに係る経費を計上するものでございます。歳入内訳でございますが、社会資本整備総合交付金を特定財源としております。その他については、事業説明欄記載のとおりでございます。

事業名、処理場費、本年度要求額1億7,915万9,000円でございます。この予算は、処理場の経年劣化による事故の発生、機能低下等を予防するため、施設の点検、修繕等の維持管理を行うための費用を計上するもので、処理場の電気代、各処理場の維持管理業務委託料、汚泥の運搬及び処分、東部地区クリーンセンターのオーバーホール工事をはじめとする通常の維持管理業務に要する経費を計上するものでございます。

事業名、総係費、本年度要求額4,423万9,000円でございます。この予算は、下水道事業を円滑に活動するために必要な事業活動費全般を計上するものであり、今年度は、料金改定支援業務や農業集落排水地区における維持管理適正化計画策定に係る委託料を計上するものでございます。歳入内訳でございますが、農業農村整備事業国庫補助金、公営企業会計適用債を特定財源としております。その他につきましては、事業説明欄記載のとおりでございます。

事業名、減価償却費、本年度要求額1億5,803万7,000円でございます。この予算は、現金支出を伴わない費用として資産取得に要した経費を期間損益計算するものでございます。

事業名、その他特別損失、本年度要求額231万4,000円でございます。この予算は、法適用化前の令和5年度に起因した賞与や消費税、不納欠損を行うための費用を特別損失として計上するものでございまして、地方公営企業法の適用に伴う予算計上となりますので、今年度限りの予算計上となります。

次に、資本的収入及び支出に関する事業説明でございますが、事業名、施設費、本年度要求額1億2,651万4,000円でございます。この予算は、安定した排水処理を実施するため、管渠や処理場の改築や設備更新を行うための費用を計上するものでございまして、今年度は、耐震実施計画作成、東部地区クリーンセンターのストックマネジメント、耐震補強工事に係る委託料や処理場及び中継ポンプの各種工事費、また、現在、西対海地地内で計画が進められております県道木曾岬弥富停車場線の橋梁拡幅工事に伴い、既設橋梁に添架されている下水道管の撤去、仮設費を計上するものでございます。

事業名、償還金、本年度要求額5,642万7,000円でございます。地方債に係る元金の償還でございます。

続きまして、予定キャッシュフロー計算書について説明させていただきます。

当該年度における現金の増減を業務活動、投資活動、財務活動に区分して表わした計算書でございまして、現金の獲得や支払い能力、資金に関する財務状況を表わしております。

下から2行目の資金期首残高1億2,274万5,000円、これは、主に令和5年度事業のうち、工期などの都合から支払い日が令和6年4月になるものが大半を占めております。

下から3行目では、資金の増減額を記載しており、令和6年度末に資金が97万9,000円増額し、最下段、資金期末残高が1億2,372万4,000円になることを示し

ております。このことは、資金期首残高と同じく、令和6年度事業のうち、工期などの都合から支払い日が令和7年4月に支払いを予定するものが大半を占めております。

次に、報告セグメントごとの営業収益等でございます。木曾岬町下水道事業会計は、公共下水道事業及び農業集落排水事業を合わせた会計となっておりますことから、こちらの報告セグメントごとの営業収益等では、公共下水道事業、農業集落排水事業のそれぞれの営業収益などの3条予算を税抜きで表示しております。また、予定貸借対照表及び公営企業移行初年度であることから、予定開始貸借対照表についても添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

令和6年度下水道事業会計予算の説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（鎌田鷹介議員） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。よろしいでしょうか。

○委員（三輪一雅議員） 処理場費の中の処理場機器オーバーホール工事で、公共下水道で1,500万円ほど上がっていますが、オーバーホールの割には大きい金額かなと思います。この内容を教えてください。

それと、先ほどの件はこの件です。

もう一つが、施設費のところ、ポンプの取替え工事を3つほどやっています。この内容をもう少し詳細に教えてほしいのと、一番上段の濃縮汚泥移送ポンプ取替え工事、これが2,000万円ほど上がっています。これは1か所という意味なのでしょうか。複数か所やるのでこの金額、結構大きいと思うんですけど、この内容も教えていただきたいと思っています。

○委員長（鎌田鷹介議員） 以上でいいですか。

○委員（三輪一雅議員） 結構です。

○委員長（鎌田鷹介議員） 事務当局の説明を求めます。

○建設課長（伊藤雅人課長） まず、1つ目の処理場費の中の処理場のオーバーホール工事でございます。1,500万円のところでございますけれども、例年、大体1,000万円ぐらいのところのオーダーで今までオーバーホール工事、公共下水道事業ですので、東部地区クリーンセンターの機器のオーバーホール工事をしているものでございます。オーバーホール工事ですので、既存の機器の中の劣化部品等々の交換をしているもので、それによって機器全体を取り替えるだけでなく、長寿命化を図っていくというところでございますけれども、毎年、計画を立ててそれぞれの機器のオーバーホールをやっているところでございますけれども、令和6年度につきましては、ちょっと細かくはなるんですけども、上澄水排出装置だったり汚泥貯留槽の攪拌機器の整備であったり循環ポンプの整備、曝気ブローの整備、主ポンプの整備や薬液注入ポンプとか汚泥供給ポンプ、各種機器がたくさんあるんですけども、その中で経年劣化が目立つというものをピックアップして、汚水の処理に支障がないというところでの予算を計上させていただいている

ものでございます。

それと、中継ポンプの取替え工事の公共と農集、それぞれでございますけれども、公共下水道の処理区内でおきまして3か所、また、農業集落排水の処理区内でおきましても3か所、それぞれポンプの取替え工事を行うものでございます。

最後に、上から4つ目の濃縮汚泥移送ポンプの取替え工事、これにつきましては、東部地区クリーンセンターの濃縮汚泥の移送ポンプ1つを取り替えるというものになってございます。

以上でございます。

○委員長（鎌田鷹介議員） よろしいでしょうか。

○委員（三輪一雅議員） 今までもずっと経年でいろいろ替えていったというのは分かるのですが、こういうものって、一つ一つの決められた交換時期というか、例えば10年ですとか、3年、5年とか、いろいろ機器によって決められているのかも分かりませんが、基準自体はどういうふうに行われているのですか。何か内規的なものであるのか、メーカーが推奨するものがあるのか、それとも実際壊れてきて、例えば水漏れがしてきたとか、そういうところで交換に入るのか、どういうふうな基準で行われているのか、そこを教えてください。

○建設課長（伊藤雅人課長） まずはオーバーホールをして、その機器を耐用年数以上のものを使っていくというところで、まずはオーバーホールで。ただ、オーバーホールでもどうにもならないというところに関しては、今回のように濃縮移送ポンプの取替えと、そうすると、取り替えなければ駄目だということで、使える限りは支障がない限りだけ使っていくという、メーカーからの推奨で、例えば10年で替えてくださいというところよりも、現状の使用形態、それから、修理の状況等でなるべく長く延ばしていくという考えでやっていっています。

以上です。

○委員長（鎌田鷹介議員） よろしいでしょうか。

○委員（三輪一雅議員） はい。

○委員長（鎌田鷹介議員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第28号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長補佐（伊藤規生課長補佐） それでは、議案第28号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算を説明させていただきます。

第1条、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計の予算は、次に定めるところに

よるものでございます。

第2条では、業務の予定量をお示ししており、給水戸数は、前年度から8戸増の2,519戸、年間総配水量は97万立米で、前年度から1万立米の増を見込んでおります。次に、1日当たりに換算した平均配水量は2,658立米となります。その次ですが、主な建設改良事業としましては、新加路戸地内において老朽管の布設替工事を実施する予定であることを示しております。

第3条では、収益的収入及び支出を、第4条では、資本的収入及び支出をそれぞれ記載しております。詳細につきましては、後ほど説明させていただきます。

5条では、予定支出の各項の経費の金額の流用に関する事項を、第6条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費に関する事項を、第7条では、棚卸資産の購入限度額を示しております。

次に、歳出予算書にて説明させていただきます。

事業名、原水及び浄水費、本年度要求額1億3,545万4,000円でございます。この予算は、安全な水の安定供給を行うため、県水の受水や水質検査、受水場の保守点検のための費用を計上するもので、弘法池受水場及び新輪受水場の電気料金や保守点検業務、水質検査、修繕工事等の通常の維持管理費用や県水の受水費などを予算計上するものでございます。県水の受水量につきましては、令和5年度実績を踏まえ97万立米としております。

事業名、配水及び給水費、本年度要求額737万7,000円でございます。この予算は、配水管及び給水装置に付随する量水器の維持や配水管の漏水に対応するもので、漏水修繕工事費につきましては、近年の漏水実績を踏まえ、前年度から30万円の増を見込んでおります。量水器取替え工事につきましては、本年度のメーター交換の予定であります377戸分の工事費を計上するものでございます。

事業名、総係費、本年度要求額1,439万2,000円でございます。この予算は、水道事業を円滑に活動するために必要な事業活動費全般を計上するものであり、今年度は、通常の活動費に加え、耐震対策として、アセットマネジメント計画を策定するための委託料を計上しております。そのほかにつきましては、事業説明欄記載のとおりでございます。

事業名、減価償却費、本年度要求額4,614万6,000円でございます。この予算は、現金支出を伴わない費用として資産取得に要した経費を期間損益計算するものでございます。

次に、資本的収入及び支出に関する事業説明になります。

事業名、施設費、本年度要求額1,973万4,000円でございます。この予算は、安定した水供給を実施するため、配水管や給水施設の改築や設備更新を行うための費用を計上するものでございまして、今年度は、老朽管更新計画に基づき、新加路戸地区において約460メートル分の水道管布設替工事を実施するものでございます。

事業名、固定資産購入費、本年度要求額194万5,000円でございます。この予算は、水道事業で必要となる量水器などの固定資産を購入するものでございまして、今年度は、量水器購入費用として391戸分を予算計上するものでございます。

続きまして、予定キャッシュフロー計算書について説明させていただきます。

当該年度における現金の獲得や支払い能力、資金に関する財務状況を表わしております。下から3行目では、資金の増減額を記載しており、令和6年度末に資金が1,562万1,000円を減額し、最下段、資金期末残高が9億2,362万7,000円になることを示しております。

令和6年度水道事業会計予算の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（鎌田鷹介議員） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。よろしいでしょうか。

○委員（三輪一雅議員） 総係費で、今回、事業説明にアセットマネジメント計画策定業務委託ということで上げられています。耐震関係をやられるというような説明があったと思うのですが、この内容、うちの場合だと、配管だけを耐震化していくかとか、そういうような話になるのか、どういうところまでを含めてのことなのかということをお聞きしたいと思います。

○建設課長（伊藤雅人課長） 水道の施設に関する耐震化というところでございますけれども、令和4年度に川先の弘法池受水場の耐震の診断と、それに伴う耐震の補強の計画を立てました。令和5年、今年度におきましては、耐震管の計画を策定しているところでございます。それで、施設の耐震化計画というのがここで出来上がるものでございますけれども、この中で、もう一つ、令和6年度の予算で計上させていただいておりますアセットマネジメント計画でございますけれども、これは、耐震の計画、いわゆる更新需要を明らかにして、また、それに伴う財政の収支の見通しを30年から40年のスパンで検討するというところで財源の確保や更新基準の見直し、更新費用削減の検討を行うというところで策定をするものでございます。また、管路の耐震化の工事につきましては、今まで老朽管の布設替工事というところは、全て水道事業の単費のほうで行ってきましてけれども、耐震管の工事になりますと、国庫補助が受けられるというところになります。国庫補助を受ける要件としまして、アセットマネジメント計画の策定というところが1つ足かせというか、義務づけというところでもなってきますので、これで令和6年度にアセットマネジメント計画を策定して、それ以降、工事について国庫補助を受けて経費の削減を図りながら事業を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（鎌田鷹介議員） よろしいでしょうか。

ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第29号、木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンターの脱水機改築工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長（伊藤雅人課長） 議案第29号、木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンターの脱水機改築工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結についてでございます。

議案書でございますが、木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンターの脱水機改築工事委託について変更協定を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

下段、提案理由でございますが、当該工事委託の変更協定の締結については、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を経る必要があることから、この議案を提出するものでございます。

1、協定の目的は、木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンターの脱水機改築工事委託に関する協定の一部を変更するものでございます。

2、協定の金額でございますが、変更前の契約額が1億5,100万円、変更後の契約額が1億3,418万2,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額につきましては1,219万8,363円となるとところでございます。変更額といたしましては1,681万8,000円の減額ということになってございます。

3、協定の相手方でございますが、東京都文京区湯島2丁目31番27号、日本下水道事業団理事長、黒田憲司でございます。

減額の理由としましては、日本下水道事業団から工事の発注をした際の契約における請負差金が発生したところでございます。

議案第29号、木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンターの脱水機改築工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結についての説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（鎌田鷹介議員） 事務局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第30号、三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○税務課長（中山重徳課長） それでは、議案第30号、三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について御説明いたします。

三重地方税管理回収機構規約の一部を変更するに当たり、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

下段、提案理由でございますが、本町において徴収が困難となっている滞納税は、三重地方税管理回収機構に対し徴収事務の移管を行っておりますが、森林環境税の創設に伴う同機構の規約変更に際しては、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要があることから、本議案を上程するものでございます。

変更の趣旨につきましては、これまで徴収事務の移管対象が地方税に限定されておりましたが、令和6年度から新たに加わる国税の森林環境税をこれに加えるという趣旨でございます。

変更部分につきましては、新旧対照表を用いて御説明いたします。

三重地方税管理回収機構規約第3条は、同機構が共同処理をする事務について定めたものですが、左側の1号、地方税法の規定に基づき、市町が賦課徴収することとされている地方税の次に、右側下線部の、並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条の規定により、個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税の部分を加え、また、最下段の附則については、これを施行する日について追加するものでございます。

以上でございます。

○委員長（鎌田鷹介議員） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

これまで個別に審査し、質疑をいただいて進めてまいりましたが、最後にこれまで議題としました全ての議案について、再度御質疑がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 御質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 異議なしと認め、質疑を終結します。

質疑も出尽くしたと思いますので、これより討論、採決に入ります。

それでは、議案第2号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第7号）についての所管部分で討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第2号の所管部分に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ありがとうございます。

挙手全員です。よって、議案第2号の所管部分は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第6号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第6号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ありがとうございます。

挙手全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第7号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第7号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ありがとうございます。

挙手全員です。よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第8号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第8号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ありがとうございます。

挙手全員です。よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第9号、木曾岬町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第9号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ありがとうございます。

挙手全員です。よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第10号、木曾岬町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第10号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ありがとうございます。

挙手全員です。よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第11号、木曾岬町職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第11号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ありがとうございます。

挙手全員です。よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第19号、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第19号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ありがとうございます。

挙手全員です。よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第20号、木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第20号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ありがとうございます。

挙手全員です。議案第20号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第21号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第21号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ありがとうございます。

挙手全員です。よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第22号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算についての所管部分で討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第22号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ありがとうございます。

挙手全員です。よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第26号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第26号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ありがとうございます。

挙手全員です。よって、議案第26号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第27号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計予算について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第27号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ありがとうございます。

挙手全員です。よって、議案第27号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第28号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算について討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 特に討論者がいないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第28号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ありがとうございます。

挙手全員です。よって、議案第28号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第29号、木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンターの脱水機改築

工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第29号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ありがとうございます。

挙手全員です。よって、議案第29号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第30号、三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第30号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ありがとうございます。

挙手全員です。よって、議案第30号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

本委員会で当委員会の議論並びに決定事項に係る委員会報告書の作成並びに委員会報告を私、委員長に一任していただくことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ありがとうございます。

異議なしの声がありましたので、私が委員会報告書の作成並びに委員会報告をさせていただきます。

これで本委員会に付託されました16議案の審査を終わらせていただきます。

次に、その他の事項に移ります。

本委員会の所管事項等で何かございましたら御発言願います。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 御発言もないようですので、これにて本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の総務建設常任委員会を閉会いたします。ありがとうございます。

午後 0時38分閉会

この会議録は、書記が記載したものであるが、この会議録の経過内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

総務建設常任委員会

委員長

署名委員

署名委員
